

京都市訓令甲第28号

庁 中 一 般

事 業 所

上 下 水 道 局

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条中「行財政局財政部財産活用促進課長」を「行財政局資産活用推進室資産管理課長」に、「財産活用促進課長」を「資産管理課長」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「財産活用促進課長」を「資産管理課長」に改め、同条第2項中「つど財産活用促進課長」を「都度資産管理課長」に改める。

第10条、第11条、第13条第1項及び第15条中「財産活用促進課長」を「資産管理課長」に改める。

別表行財政局の項中「財政部財産活用促進課」を「資産活用推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)